

弘前市営繕工事における「週休 2 日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、弘前市が発注する営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）における週休 2 日の確保を行うにあたっての手続きや設計変更等の必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

（1）週休 2 日

- ア 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- イ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間は含まない。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）4 週 8 休以上

- ア 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5% に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- イ 通期の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 発注方式

次の（1）または（2）のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

4 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日確保工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、補正方法については、令和6年3月22日付け国営積第13号 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知（別添1）を準用する。）

ア 月単位の週休2日確保工事（4週8休以上） 1. 04

イ 通期の週休2日確保工事（4週8休以上） 1. 02

(2) 当初積算時における労務費補正

発注者指定方式の場合には月単位の4週8休以上を前提に、(1)アにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

受注者希望方式の場合には通期の4週8休以上を前提に、(1)イにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

(3) 設計変更時における労務費補正

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認のうえ、以下のとおり設計変更を行う。

ア 発注者指定方式

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を(1)イに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更は、弘前市が定める工事請負契約標準約款第25条の規定に基づき行うものとする。

イ 受注者希望方式

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上を満たした場合は、補正係数を(1)アに変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を増額又は減額変更する。なお、契約変更は、工事請負契約標準約款第25条の規定に基づき行うものとする。

5 対象工事である旨等の明示

発注者は、現場説明書に下記事項を明記して発注する。

(1) 発注者指定方式または受注者希望方式の別

(2) 発注者指定方式においては、当初積算時に月単位の4週8休以上の労務費補正を適用していること

- (3) 受注者希望方式においては、当初積算時に通期の4週8休以上の労務費補正を適用していること

6 現場閉所（現場休息）の確認方法

(1) 工事着手前

- ア 発注者は、「現場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工工程表（以下「実施工工程表」と言う。）」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。
- イ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）予定日を調整した上で実施工工程表を作成する。

(2) 工事着手後

- ア 受注者は、毎月提出する工事報告書を活用するなどにより、現場閉所（現場休息）日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿（別添2）により現場閉所（現場休息）日の実績を報告すること。
- イ 発注者は、受注者が作成する実施工工程表及び工事報告書等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。
- ウ 発注者は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。

7 工事成績評定

弘前市が定める工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日（4週8休以上）を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

なお、週休2日（4週8休以上）の確保を確認できない場合には、「休日・代休の確保」の評価はしない。

8 その他

- (1) 発注者は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (2) 受注者は、現場閉所（現場休息）率の達成状況に応じた工事費の労務費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。
- (4) 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。
- (5) 発注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (6) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、発注者は受注者と協議する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降公告となる工事から適用する。

国 営 積 第 1 3 号
令和 6 年 3 月 22 日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長
内閣府沖縄総合事務局 開 発 建 設 部 長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
営繕積算企画調整室長
(公 印 省 略)

営繕工事における週休 2 日促進工事の
実施に係る積算方法等の運用について (改定)

「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について (改定)」(令和 6 年 3 月 22 日付け国会公契第 37 号、国営管第 589 号、国営計第 171 号、国営建技第 13 号。以下「課長通達」という。) により営繕工事における週休 2 日促進工事実施要領が改定されたところであるが、同要領による営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について下記のとおり改定したので適切に対応されたい。なお、令和 6 年 3 月 31 日以前に入札手続等を行った工事については、従前の例による。

記

1. 工事費の積算方法

週休 2 日促進工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて、「2. 単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した複合単価及び市場単価等により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に課長通達の補正係数を

乗じて補正する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、課長通達の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	ブルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	ブルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
配線工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01
接地工事					

表M－2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事		通期の週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22